

■生活援護記録

番号	入所年	特記事項
1	1943（昭和18）年	「長男の嫁□□（病気（二男）になったため別居、長男は死亡）ももう少し色々な世話をするように直接□□に対し指導しておいた」（昭和36年□月□日）、「本人不在のため後日再診問する（在宅患者検診の除中に訪問）」（昭和42年□月□日）
2	1946（昭和21）年	近郊に住む恵楓園の看護婦にもれることを恐れており、「そんなことはないから元気を出すよう指導」と記載あり。
3	1946（昭和21）年	長男の入所により申請。76番の台帳に混入している。
4	1947（昭和22）年	二男の入所により申請。
5	1948（昭和23）年	昭和23年□月入所という記載も見られる。
6	1948（昭和23）年	「長男の嫁もらいのことで相当悩みあるようすだった。母親としてできるだけ努力して解決するよう話した」（昭和45年□月□日）、「長男□□も昨年□月結婚し…しかし嫁にはあくまで病気のことは内緒にしており気を使っているとのことである」（昭和47年□月□日）、「同居するについては嫁に対しい患者の件はまったく話さず内緒にしているため非常に気を使っているようだ。しかし、嫁も別に気かけないらしく問題なくスムーズにいつている」（昭和47年□月□日）
7	1948（昭和23）年	夫の入所により申請。長男も昭和18年□月、二女も昭和26年□月に入所している。
8	1948（昭和23）年	「援護金の送金について、これまで直送してもらっているが□□は字も読めなく書けないため近所の人に頼んではいが、秘密保持上好ましくないので、この点考慮してほしいとのことであった」（昭和48年□月□日）、「又それぞれの嫁にはらいの病人のことは話してなく、そのため非常に嫁達に気を使っている」（昭和48年□月□日）
9	1948（昭和23）年	「世帯主の話によれば、入所者が予科練時代に敵の瓦斯弾によって今日のような状態になったので近所の人もその事実を知っているというが事実がそうだとすれば軍隊在隊時に障害年金の裁定が考えられるが現在その恩恵に浴していないことを考えれば世帯主の家柄を保たうとする言い草に過ぎないと思う。なお母親は「長男□□の入園と同時に気が変になって家でしたまま家に帰ってこないという」（昭和37年□月□日）
10	1949（昭和24）年	「上記資金により□□を経営したものらい患者家族ということもあって経営ははかばかしくなく…生活資金の大部分を患者である□□□□に援助してもらっていた状態である。したがって□□□□から療養に専念できないので家族援護を申請したものである」、「□□を開業したものであるが、らい患者関係の店ということで客はなく」等の記載が見られる。
11	1949（昭和24）年	最終的に「院外労務」による収入増が援護打ち切りの理由となっている。
12	1949（昭和24）年	「此のケースは夫が昭和18年菊池恵楓園に入所したため」という記載も見られる。
13	1949（昭和24）年	表紙に入所日の記載ないが、「調査記録」欄で昭和24年□月となっている。
14	1949（昭和24）年	世帯から3人が入所。「二女の□□は大阪方面に転出（事実上は長女の□□と同じくこの病気の家族であることを気にして家出したものと思われる）」（昭和35年□月□日）。長女について「その周囲の環境から□□□と一緒になっている様子である」と注記されている。
15	1949（昭和24）年	配偶者が星塚敬愛園に入所
16	1949（昭和24）年	昭和24年□月に配偶者が入所し、昭和29年までは生活保護法による援助。その後、生活困難となったため昭和35年□月□日から、らい予防法にもとづく生活援護をうけている。
17	1949（昭和24）年	訪問時、入所している家族の面会に行っても不在だったため、近所の人に状況を確認し、「熊本に行っている」との返答をうけている。また「本人を扶養することについては次男、三男とも積極的ではなく、特に次男については、援護費が廃止された場合妻との関係で家庭内で問題が起こることは従来の経過からみて充分予想される」との記載あり。同伴は強制収容の例であり、添付されている昭和45年□月□日起案の報告書から、そのことがうかがえる。「2. 指導および措置 □□の入所時、県、保健所、役場で相当強力な勸奨（本人は強制収容されたと云っており、最近□□町役場に何らかの事後措置を、申し立てにいつている。）を実施しており、母□□の存命中の生活保障を条件の一つとして収容していることは事実である。」

19	1950（昭和25）年	担当者は、民生委員の案内で患家に訪問している。「養女が病気により家庭を嫌悪」との記載あり。
20	1950（昭和25）年	兄妹で入所しており（兄が昭和26年〇月、妹が昭和25年〇月入所）、先に退所した兄が申請。他県に転出して援護廃止。
21	1950（昭和25）年	二男が入所。長男について「〇〇は今年〇月頃目のまわりと頬が腫れた…〇〇は15年程前、保健所から検査を奨められた事もあり、自分でもらいではないかと考えているようである。ただ今更検査を受けて入所しなければならないようになったらとの危惧を持っている。そのため〇〇〇〇の仕事は今はない」（昭和58年〇月〇日）という記載がみられる。昭和40年代に入っても、保健所が家族検診を勧めていたことが分かる。
22	1950（昭和25）年	訪問調査の際、民生委員から自転車を借りて家族宅まで行っていたことが記載されている。
23	1950（昭和25）年	「要援護者〇〇〇〇は現在菊池恵楓園に入所している〇〇〇〇の一女であるが、らい病の発覚のため婚家先より離婚された母〇〇〇と共に（以下略）」との記載あり。
24	1950（昭和25）年	「本ケースは従来〇〇福祉事務所で扶助を行っていたものであるが福祉主事が調査の結果養子〇〇〇〇が菊池恵楓園に入所していることが判明していたので衛生部に移管」（昭和39年〇月〇日）、「養子〇〇（入所中）の実家と実母、兄弟も同じ〇〇〇〇内にいるが誰一人として〇〇（母）から遠ざかり世話をしてくれないので見るに見かねて遠縁の〇〇さんがせわをしている状態（母は会話不能）」（昭和41年〇月〇日）等の記載があり、結局、遠縁の〇〇が家等を相続する条件で最後まで入所者の養母の面倒をみることになり、養母の死亡により援護廃止となっている。
25	1951（昭和26）年	「S25. 〇月頃発病」とあるが、どのようにして病気とわかり、入所したかについては記載なし。「本人は現在自宅と園内の夫宅で半分ずつ生活」（昭和57年〇月〇日）という記載が見られる。
26	1951（昭和26）年	配偶者の入所によるもの。世帯から〇人が入所しており、二女の入所日（昭和27年〇月）のみ記載あり。このことを担当者が確認したのは昭和37年〇月〇日になってから。「この家族は〇人が菊池恵楓園に入所していることが判明し、気の毒のような世帯であった。併し乍ら家は立派で最近新築したような形跡があり、どう云うふうにして建築資金を調達したのか疑問にもつ。今後この点を調査してみたい」（昭和37年〇月〇日）、「孫〇〇が体が弱く皮フが余りよくないので専門医に見せたいと述べていた。依って一家より〇人も入所しているのだから早い機会に受診するよう指導した」（昭和38年〇月〇日）、「孫〇〇については専門医に受診した結果一種の皮フ病でらいではない事が判明し安心していた」（昭和39年〇月〇日）、「その他〇〇が皮フ病に患っている模様なるも近くの病院に通っているが、何時迄も良くならない。依って小学校に入学する前熊大で健康診断をしておくよう指導した」（昭和40年〇月〇日）、「〇〇長男〇〇は皮フ病がなかなか良くならず困っているとのこと（カサとのこと）来年は小学校入学であるので早く治療するよう指導した」（昭和40年〇月〇日）
27	1951（昭和26）年	「本人も夫と同様菊池恵楓園に数年在所して〇月〇〇日に軽快退所し、現在地に一人世帯で暮らしていた。本人は視力もほとんどなく…」（昭和38年〇月〇日）等の記載があり、夫の軽快退所後、他県にいる長男のもとに転居している。
28	1951（昭和26）年	「〇〇〇〇からの引揚者で患者は内地に帰ってから患ったらしい」（昭和37年〇月〇日）、「こと患者のこととなると非常に心配し入所してから1度も帰省しないのでどうしていいか頭が痛い」と漏らしていた。依って次回の訪問調査時、患者の近況を知らせてやりたい」（昭和38年〇月〇日）等の記載に加え、近所の人が相当親身になって世話をしている様子が何度も記載されている。
29	1951（昭和26）年	昭和26年〇月に配偶者が入所し〇〇県で生活援護をうける。昭和35年に熊本県に移住し申請。「また、娘の〇〇〇の将来について患者家族なるがゆえに進学、就職の点で心配していたが、そんなことは心配せずに将来自立をめざすよう指導した」と記載。
30	1951（昭和26）年	入所者の子供は「母の病気のことには知らず、会ったこともない」ため、他の兄弟の実子として扱われており、「本人もその気持ち」「当然本人にわかる時がくるが話す気になれず、まだ当分今のままで」という家族の発言が記載されている。
31	1951（昭和26）年	内縁関係にあった夫が入所。内縁関係の清算により援護廃止。

32	1951（昭和26）年	余白に、扶養義務者の2名が「水俣病で7年前に死亡」という書き込みあり。
33	1951（昭和26）年	残された子供が義務教育を終わる段階で「卒業後就職するよう指導」「担任とも連絡」「退所を指導」等の記載あり。
34	1951（昭和26）年	「本ケースは父母が共に菊池恵楓園に入所し、申請した2人の子供は共に県立□□学園に入所し、収容保護をされていたが同園が精薄児のみの施設に方針をかえることになったため退園を余儀なくされ」親族が申請（昭和34年□月□日）。
35	1951（昭和26）年	34番と同じ。父母ともに入所していたが、母親の方が先に軽快退所して申請。両親が入所している間、子供は□□学園や□□□童園などに収容されていた。
36	1951（昭和26）年	「社会環境上の問題点」欄に「秘密保持上の問題」という記載がある。「3. 生活歴 昭和26年□月夫の体の異状で検診を受けたところ、らいとわかり、その時本人も検診を受けたところ異状があり、検査の結果らいと判明。その結果昭和26年□月□□日夫婦と子供3人の一家全部□□□を引き揚げ菊池恵楓園に入所す。4. 現況 …その上、らい患者ということで就職等はなかなかむづかしい点があり」（昭和49年□月□日）とある。しかし、「なお本人もらいで昭和46年□月退所となっているが本人は患者ではなく夫が患者として入所した関係上、生活の必要上入所したまでのことである」（昭和57年□月□日）と記載されている。「□□及び□を援護世帯に編入したとき、もし万一その事実が知られた場合差別を受けるおそれがあるので、援護世帯には組み入れないでほしいということであった。県としてはらいという疾病の持つ特殊性からプライバシー保護を最優先すべきだという観点から□□の申し立ても受け入れて□□及び□は援護世帯には編入しないこととする」（平成4年□月□日）
37	1951（昭和26）年	地元の有力者の親類であったが、親族から援助を受けていなかったことが記載されている。
38	1951（昭和26）年	「訪問時本人も在宅していた、本人は□月□□日に菊池恵楓園を軽快退所し□□中学3年に在籍していた。本人の父も現在入所中」（昭和□□年□月□日）、「本人も今年の3月中学を卒業し就職するか進学するか迷っている。早く態度を決定するよう指示。一応義務教育を終るので□月より廃止する旨伝えた。具体的には後日患者と面接のうえ決める」（昭和□□年□月□日）等の記載あり。
40	1951（昭和26）年	「昭和3年頃、夫が発病により退職」、□□に移住し□□商を営んできたが「夫□□の病状が年月とともに悪化し昭和26年暮に恵楓園に入所した」（昭和40年□月□日）、3男の離婚問題が解決し再婚も決まっていたが「恵楓園に入園中の父親の問題のため相手方からことわられたとのこと」（昭和47年□月□日）
41	1952（昭和27）年	入所者と内縁関係になったあと、前夫と離婚して援護申請したが、「戸籍上手続き未了」のため却下。前夫の死亡により再申請。不正受給をうけていたため、のちに財産の処分を強いられている。
42	1952（昭和27）年	本人以外のものも含む、ハングル表記の書類が添付されているが、内容については不明。
43	1952（昭和27）年	42番からの世帯分離。「この家庭も□□□の家庭であるが他の□□□家庭より清潔にしている」（昭和37年□月□日）、「学校で父が患者であることから嫌味を言われることと父が園内で問題を起し家でも□□と夫婦間のいざこざがあることにがまんしきれず、移住したらしい」（昭和43年□月□日）、「□□は□□□ということを感じているので自分自身であり気にならないよう注意した」（昭和45年□月□日）などの記載が見られる。また、娘について「相手を本気で好きだと話し母親や恵楓園の中絶のすすめにも頑として拒んでいる」（昭和□□年□月□日）、「今回も恵楓園及び母□□はおろすよう強硬に説得したがどうしても産むとって聞かなかった模様」（昭和□□年□月□日）などの記載あり。
44	1952（昭和27）年	71番の同居人として記載されている（但し、性別は男となっている）。本籍は□□□□となっており「外国人登録証有」と注記されている。「両親とも□□□」で本人が幼少の時に双方行方不明となり、入所中の祖母（伯母を消してある）を頼り、熊本に転居して申請。祖母は園内で「□□□と結婚」と注記されている。
45	1952（昭和27）年	長女が入所。しかし「四女□□はL型の在宅患者であり父の□□から指導医の検診を受けるよう説得してもらうことにした」（昭和42年□月□日）という記載もある。四女は在宅のまま死亡しており、「四女□□の3人の子供の健康状態については□□から感染を受けているおそれもあるので注意しておくよう指導した」（昭和43年□月□日）とある。

46	1953（昭和28）年	昭和21年に父が入所、昭和28年に母が入所している。申請人である長男は「肢体不自由（眼疾）」で施設に入所していたが満20歳となり児童福祉法による援護を受けられなくなったため申請。母については、「昭和28年入所（恵楓園の非公式の話によればいいではないらしい）」（昭和43年□月□日）ことが記載されている。
47	1953（昭和28）年	申請者について「夫母共にらい患者であったため、幼少時代は夫母と共に恵楓園で生活す……妻□□□にもらいの事は充分話をし、理解を得ており別に問題はないとのことである」（昭和49年□月□日）
48	1953（昭和28）年	「就職している子どもたちに生活を安定させ自立できるよう」に「度々（強く）指導」の記載あり。
49	1953（昭和28）年	「昭和26年□□発病、2年間は人目につかない山中に小屋住いしていたが病状悪化に伴い28年恵楓園に入所する」（昭和42年□月□日）という記載が見られるが、これは最も収容が強化されていたころである。
50	1953（昭和28）年	「2人とも配偶者には□□の入所の件は知らせておらず死亡しているように話してあるという」（昭和60年□月□日）、「娘の車で恵楓園に行き、孫が砂場で遊んでいる時に□□がどこかのおじいちゃんということで通りかかるというようにして会わせているとのこと。孫がもう少し大きくなればそれもできないかと思っているという」（平成元年□月□日）、「夫は近所の目を気にして帰宅することもない」（平成3年□月□日）
51	1954（昭和29）年	夫が実母の星塚敬愛園への入所により鹿児島県へ行き、その後不通。「かわいそうな家庭」「できがいい息子」「育栄資金など考え進学させるよう指導」「担任とも連絡」などの記載がみられる。
52	1954（昭和29）年	患者は夫が炭鉱夫として働いていた福岡県□□郡□□町の社宅で「発見され」入所。残された夫は大分県に移転するも子供を残して家出。協議離婚成立後、子供だけ熊本県に移転。「訪問時、患者（入所者）在宅。それまで住んでいた家主との折り合いが悪く同じ□□の患者家族の部落の中に引っ越して」、「今春卒業する□□は准看養成所に合格したが高校進学の希望が強いと云っていたが准看養成所に進学するよう今後指導する」等の記載あり。
53	1954（昭和29）年	長男の入所により申請（台帳は再申請時のもの）。のちに申請者本人がハンセン病と診断され、恵楓園に入所したため、援護廃止。
54	1955（昭和30）年	多磨全生園に入所。
55	1955（昭和30）年	長男が星塚敬愛園に入所したため。二男、三男も入所していた模様で、余白に「恵楓園」「愛生園か光明園」というメモがあり、担当者は把握できていなかったようである。
56	1955（昭和30）年	長男・二男は病気発覚を（とりわけ結婚問題）おそれて他道都府県に行き、不通。中学生の子供は親の病気の件、知らず。他都道府県に暮らす長男・二男について「まだまだ都市周辺などは偏見の強さがうかがわれた」との記載あり。
57	1955（昭和30）年	昭和30年□月に母が大分県から入所。長女に婿養子を取り下の娘2人を養育させるはずが、長女と婿は借金をつくり失踪したため、入所者の母と娘2人で熊本県に移住し申請。
58	1955（昭和30）年	長崎県より移管。「訪問時、不在。隣家の□□さんより事情を聞く」（昭和41年□月□日）、「夫□□も実際には園内におらず、自宅から同じ□□部落の□□□□に常雇いとして働いている」（昭和43年□月□日）等の記載あり。
59	1955（昭和30）年	他都道府県で生活援護を受けていたが、台風で倒壊したために夫が入所している恵楓園のある熊本県に転居し、申請。「而し□□□を夫としている□□□の家庭は□□□の生活環境そのもので、家の中から子供に至るまで非常に不潔である」との記載あり。
60	1955（昭和30）年	夫が星塚に入所。嫁について「義父の病気のことには知っていたのでらいについて正しい理解をするよう説明」（昭和45年□月□日）と記載あり。
61	1955（昭和30）年	長崎県からの移管。申請者の親がリデル・ライト記念老人ホームに収容され、そこで亡くなっている。

62	1956（昭和31）年	調査票の欄外に、鉛筆書きで「北署□□さんの■●…妻のオイ」とのメモあり。
63	1956（昭和31）年	「夫の発病入院後、親の反対を押し切り勘当同然で結婚したものであり、現在も里に帰るよう言い続けている状態である」（昭和57年□月□日）、「本人は不必要な程秘密のことを気にしているが□□団地には遠隔地の住民が多くその点では気にしなくとも済む様子で…ただ近くに住む□□□□の事は知っているらしく□□が出産祝をしようとした時、これを拒否したという」（昭和58年□月□日）、「子供には父親は遠くに仕事に行っていると言っている」（平成11年□月□日）
64	1956（昭和31）年	「夫□は理解力が乏しいためかよく勘違いする。15才から入院していれば無理もないところもあるが」（昭和56年□月□日）といった記載が見られる。
65	1956（昭和31）年	入所者とは内縁関係。「入院中の□氏の帰宅が多すぎるので療養所に連絡のうえ注意してもらうこととする」（昭和42年□月□日）、「本人は近所のいやがらせもあり転居を希望している」（昭和45年□月□日）等の記載あり。
66	1957（昭和32）年	「2. 社会環境及び生活意欲度 扶養義務者も病型よりして入院の際極秘の中に入ったため連絡を一切絶っている現状で近隣に対する深い交際もない状態である」「3. 指導方針及措置 ロ. 近隣に対しては努めて明るく交際し秘密保持の精神を保持するように指導した」（昭和32年□月□日）、「嫁は現在お産のため里帰りしている。嫁も本病を理解しており、別に問題なく仲良くやっているとのこと」（昭和47年□月□日）
67	1957（昭和32）年	「昭和32年□月□日検診を行った結果斑紋らいと認定し、32. □. □菊池恵楓園に入所し、加えて長男□□が期を同じくして行方不明となったため（以下略）」と記載。
68	1957（昭和32）年	入所者である夫は「□□□」であると注記されている。二男も発症したという記載がみられる。
69	1957（昭和32）年	「入所中の□□□（本人の夫）は症状も固定化し長期の帰省中である。（恵楓園は社会復帰準備のためということでした承している。）来年□月には正式に退園したいが、小学校に2人も在学しているので、この点が心配で最終的にはきめかねないでいる」（昭和42年□月□日）と記載あり。
70	1958（昭和33）年	申請者の先妻と長男が入所している。入所日は長男のもの。「なお63・□・□県からといて尋ねてきたものがあり、年金収入など聞いたという（福祉事務所か？）いづれにしても、以後は他の者がきても何も答える必要はないと言っておく」（平成1年□月□日）
71	1958（昭和33）年	内縁の妻が申請。「（精薄）」という注記が見られる。「従来□□福祉事務所生活保護法による扶助を受けていたものであるが内夫（□□□）□□□（日本名□□□□）と昭和□□年□月に婚姻したので本法による援護に切替えるものである」（昭和37年□月□日）という記載が見られる。
72	1958（昭和33）年	他ケースからの「世帯分離」により生活援護の対象になったもの。
73	1958（昭和33）年	本ケースは他県からの移管。2つのケースが一冊に纏められているが、当初、実母が申請者となっていたが、長男の入所後に行方不明となっていた嫁が戻ってきて申請したためと思われる。また、「家族全員が恵楓園に入所して空家になっている」家を借り受けていることや四女が園内の患者と同棲をはじめたことで、県の担当者や恵楓園も交えて話し合いがもたれたことも記載されている。
74	1958（昭和33）年	「去る□月□日診断の結果妻□□□が癩と診定（ママ）され□月□日入所したため」「□□□□は畠に留守のため隣でいろいろ話したが、近所の者も□□□□の妻□□□□が恵楓園に入院していることは知っていた」との記載あり。
75	1959（昭和34）年	昭和34年□月□日入所の記載も見られる。夫が出稼ぎ先の福岡で指定医により診断を受け、恵楓園に入所。家族は妻の郷里の熊本に移住し、申請。
76	1959（昭和34）年	「一時、夫の病気のことで住宅内でいろいろ問題があったようであるが現在のところうまく行ってるようである」（昭和49年□月□日）、「転居当時、偏見の問題があったが現在は解決した」（昭和50年□月□日）、「問題が自治会レベルで大騒ぎとなり県へ押しかけてくる可能性もある」といった記載が見られる。

77	1959 (昭和34) 年	「□□□の離婚の原因は表向きは1性格の不一致、2子供の養育にとり適切だと判断したことと2点である。しかし実際は□□□に男性がいるかららしいことを夫が知ったこと及び夫の入所のことを近所の電気屋が知り、□□□の友人に話し、それが□□□の耳に入ったこと等ではないかというものである」(昭和60年□月□日)
78	1960 (昭和35) 年	昭和37年□月□日、軽快退所しており、最も入所期間が短い例である。
79	1960 (昭和35) 年	鹿児島県からの引継文書(昭和37年□月□日)が保存されており、差出人は「名瀬保健所」で、返信は鹿児島県衛生部宛でなく名瀬保健所宛にするよう記されている。家族は入所者の退所に備えて□□□を営んでおり、「なお社会復帰のうへは恵楓園の軽快退所者をできるだけ雇用したいとも云っている。事業の運営資金として藤楓協会から資金を受けたいので県で協力してほしいと要望をうけた」という記載あり。
80	1960 (昭和35) 年	「患者が風邪のため無断帰省していたので療養所で治療するよう指導する」(昭和39年□月□日)、「正式には患者であり園外での居住は禁止である。たてまえと実態との乖離であるが、社会復帰への準備段階として取扱わざるをえない」(昭和57年□月□日)といった記載が見られる。
81	1960 (昭和35) 年	内縁の夫が入所。
82	1960 (昭和35) 年	「夫は□□□で、佐賀県から夫がいる恵楓園のある熊本県に移住し申請。訪問時に「内縁の夫(本人とは違う)」の存在を確認。「なお調査面に疑わしい処があったので恵楓園について調査したところ本人の夫ではないように思われた。而その男は□□□の夫であると積するので、この手を尊重して廃止する」と記載。
83	1961 (昭和36) 年	「このケースは調査の結果、生計中心者の□□が昭和33年頃より病気になり、それまで小規模に□□を営んできたが、36年□月の末に検診を行った結果らい(結節、重症)と診断され直ちに□月□日菊池恵楓園に入所したため」(昭和36年□月□日)
84	1961 (昭和36) 年	二男の生後二ヶ月で入所している。「高校修学要件検討 学費、通学費等修学に要する経費については親せき等の援助によって充足されており、高校修学が当世帯の自立更生に役立つと思われる。よって生活保護(局)第1-3により世帯内高校進学を認めることとする」(昭和□□年□月□日)。なお、担当者によって入所者の病状の認識が異なり、「病状は軽く、足に弱い後遺症があるのみ」(昭和51年□月□日)とある一方で、「手足の後遺症が相当あり」(昭和52年□月□日)という記述も見られる。
85	(再) 1961 (昭和36) 年	昭和26~28年にかけて入所し、軽快退所。昭和35年末に「指定医の再診、入所勧奨」をうけて再入所。「長男の扶養家族とした方が長男の所得税も安くなり健保の家族となれば保険税を払わなくとも良いこと等を詳しく説明。市役所の職員もその方を勧めているという。本人及長男はそうすれば夫(及び父)の病気のことを話さなければならぬのではないかと恐れているようであるが、その心配はなく手続き等も簡単であること等を説明して…」(昭和57年□月□日)
86	1961 (昭和36) 年	申請者は内縁の妻。入所者である夫が「□□□」であることが注記されている。「訪問時、本人は不在であったが患者が帰省していた(園の証明書持参)」(昭和39年□月□日)と記載あり。
87	(再) 1961 (昭和36) 年	「このケースは昭和26年に一応菊池恵楓園に入園していたものであるが途中で脱走し、昭和35年恵楓園では脱走処分していたもので今回は病状悪化で自発的に入園する意向になったが、その間闇の薬を購入して在宅治療していた結果…」(昭和36年□月□日)、「…夫入所当時とは意外に体格もよくなっていた。理由としては患者在宅中は妻も相当精神的に又肉体的な苦労があったようで現在に至ってはその苦労がなくなって体もよくなったようだ…」(昭和37年□月□日)
88	1961 (昭和36) 年	「36. □. □□から□□日までに亘って、妻□□並びに子供3人の検診の結果、妻□□は即時入園。子供2名は要注意者となり…町内に居住する□□保健所□□□氏からとこの生活の実態を総合して…」(昭和38年□月□日)、「本人を保健所に呼んで調査した」(昭和39年□月□日)、「…この家族については□□保健所の□□□技師が近所のためよく面倒を見られているとのことであった」(昭和40年□月□日)との記載がある。他の記録から、□□□技師が保健師であることが分かっている。

89	1962 (昭和37) 年	88番の□□□技師と同一人物であると思われる。□□□■から県のらい担当者への手紙が添付されている。「妻の□□が恵風園に診断の結果、病型N型の病気であることを恵風園から連絡があったので□月□□日□□保健所の協力を得て入所勧奨を行なった結果、診断の結果病名を言われていない、又私とその病名であれば離婚されるので入所しないとして強い態度であったがその後家族間の協議が解決入所する意志になったので□月□□日現地に本人の収容に出向き□月□□日に恵風園に収容したものである。…なお入所時には下着の新調並びに熊本まで出る旅費もなかったのも、□□保健所を介して藤楓協会から3000円の見舞金入所促進費を送って夫同伴入所」(昭和37年□月□日)、「役場員等の話によれば妻□□が帰省しているということであったので家の中を調べたが姿は見えないので誤認と思う」という記載も見られる。1960年代に入っても、保健所が検診やその他の予防事業に関わっていたことを示すケースである。
90	1962 (昭和37) 年	「入園者氏名」の欄に「別名」も記載されている唯一の例。どちらが本名(または園内で用いた氏名)かは不明。
91	1962 (昭和37) 年	「患者は親類の祝儀のため帰っているもので園の許可は受けていない」(昭和38年□月□日)、「小さい子供もいることだし余り帰らないよう注意指導した」(昭和39年□月□日)、「主人□□が帰宅中で再々帰っているのか問うたところめったに帰らないとの返事であったが、前回訪問時も帰宅していることから病状として外形上も普通人とその変わったところはないので辛抱して真面目に治療して早く社会復帰するよう指導した」(昭和40年□月□日)、「恵風園から連絡あり。本人(夫)□□は無断で長期に帰宅して□□□として働いていることが判明した…園の連絡によると□□の病状は軽快退所の段階でなく菌も陽性であり治療の必要がある」(昭和42年□月□日)、「入所中の夫□□より電話あり。住んでいた□□の借家が市営住宅で家が長屋式であり、特に最近、近隣の者が入所中の夫の件で時々変な事を言う時があり家族の者がそのことを非常に気にして悩んでいたため思い切って転居することにした」(昭和47年□月□日)、「長女□□、腹痛で近くの医院にいったが保険がないためたくさんとられたとのこと。1日だけの通院であり今回程度のもはやむを得ないがもし今後長期間を要する病気等については、医療保護の手続をとる旨指導しておいた」(昭和48年□月□日)、「長男□□□、□□□□高校1年在学中である…当世帯の自立助長に効果が期待できるので同一世帯認定として、世帯内高校就学を認めることとする」(昭和□□年□月□日)等、記載。
92	1963 (昭和38) 年	昭和39年□月前半に軽快退所。「最近夫に面会にも行ってないことが判明したので、市内在住であるためとき折面会に行くよう注意した」(昭和39年□月□日)
93	1963 (昭和38) 年	夫が入所。「訪問時、本人在宅、□月□日長女□□□を出生」という記載があることから、「本人」(妻)が出産直前の状態で夫は入所したことになる。
94	1963 (昭和38) 年	「患者が無断帰省していたので早く園に帰るよう進めた」(昭和40年□月□日)、「入所中の□□は盆のために帰省し、月末退所するが、本人の話によれば病気は軽快しているが後遺症(手足及び顔面の委縮)のため退所することができないとのことであった。今後園内にて面接し、社会復帰について指導を行う必要がある」(昭和42年□月□日)等が記載あり。
95	1964 (昭和39) 年	「また、近所の人達も病気のことを気にしてあまり寄りつかないとこぼしていた」(昭和42年□月□日)、「□□は園に退所願いを出して帰宅しており12月末まで診察、検査を行ない正式許可が出る予定である…地元が偏見の強い地域なので、つらいことがあっても頑張るよう励ました」(昭和44年□月□日)
96	1965 (昭和40) 年	「夏休み中に熊本市内にて予防上子供2人の検診を行うことを本人にも積極的に了解したので指定医と連絡の上実施する」(昭和42年□月□日)、「長女□□が最近父(入院中)のことについて聞くので困っており、どう話したらよいか相談を受けた。(本人にしてみれば行方不明か病気で入所中のどちらを話すか)本人は子供の将来(就職結婚)のことを考えれば離婚ということも考えているらしい。また現在行方不明ということで子供には話をしたい気持ちもあるよう」(昭和44年□月□日)、「子どもも元気で通学しており、この夏には園に行つて父親にも会って、父親の病気のこと説明したとのことであった。病気に対する偏見から父との間に断たりをつくらぬよう気をつけるよう指導した」(昭和44年□月□日)、「一人世帯であり施設への入所をすすめられているが「主人も面会に病気が気をひけてこないでしょう」と拒んでいる」(昭和56年□月□日)との記載あり。

97	1965 (昭和40) 年	「訪問時本人菊池恵楓園に行き不在、依って役場に行つて調査する。調査結果本人の家は以前相当な資産家であつたが患者が病気に罹つてからは私財も使い果たし…」という記載あり。
98	(再) 1966 (昭和41) 年	最初の入所は昭和30年□月。昭和33年□月に無断退所していたが、昭和41年□月に再入所して生活援護を申請。
99	1967 (昭和42) 年	「S32年頃病弱 (この頃発病したと思われる) となり□□□を失職…夫□は附近の住人を相手に無免許にて□□□を行ない自立生活する…夫□が本年□月□□皮フ科に入院、入院中らいと診断され8月□□日入所」という記載がみられる。
100	1967 (昭和42) 年	「昨年□月熊大付属病院にてらいと診断され□月指定医の検診後入所治療のあるため□月菊池恵楓園に入所する」(昭和43年□月□日)、長男の看病のために「入所中の□□帰宅し、病院で世話していることが判明した。□□の病状からして長期間の帰宅は問題もあり、子供に接しよくすることにより感染のおそれもあるので、親類等に相談して帰園するよう説得した」(昭和43年□月□日)、入所者は月に3~4回程、帰省していたが、「□□の帰宅が非常に多い様子なので、□□に治療に専念するよう指導した。病状は相当快方にむかっている状況である。なお□□の帰宅をとがめる部落人からの投書が□□保健所に度々あるので、□□保健所に対して今後は直接県庁に連絡するよう部落民に話してもらふことにした」(昭和45年□月□日)とあり、この後も何度も「治療専念」を指導・説明したという記載が月1回の帰省になるまで見られる。「ただ1~2カ月に1回園に行くも薬をもらうだけで1週間であら園に滞在する模様で、入所の実態が維持されているとは言い難い。(もっとも他の入所者も大同小異で園の方針なのかも?)」(平成1年□月□日)と、担当者の対応も変化している。
101	(再) 1968 (昭和43) 年	最初の入所は「S□年発病(博多)、恵楓園入所」とある。昭和38年頃に無断退所して昭和43年に再入所したもの。「児童扶養手当については□□の入所後の日が浅いこと、秘密保持の関係上受給の手続きはとらせないこととする」(昭和43年□月□日)、「長男□□は元気で学校に通学中で成績も上位とのことである。順調に自立への過程をたどっており、本人にもあと一息頑張るようにはげました」(昭和45年□月□日)との記載あり。本人から担当者への感謝の手紙が2通添付されている。
102	(再) 1969 (昭和44) 年	昭和38年□月に最初の入所。一時、軽快退所し、生活保護に切り替えていたが、再入所したため申請している。
103	1969 (昭和44) 年	「なお□の病気伝染について調査した結果では(□、妻の話)親族等に一人も病人はおらず、満州で知らない間に誰からか感染したらしいということであった」(昭和44年□月)、「□□町□□の借間住いをしている。家賃月2,500円-近くに親類の者が多くいるが夫の病気を秘密にしているため、たいへん気を使っている様子である」(昭和46年□月□日)、「□□在住時からすると元気があり、秘密にする必要もなくなったので□□が楽しいといっていた」(昭和56年□月□日)
104	(再) 1969 (昭和44) 年	入所者は一時軽快退所し、以前勤めていた職場に復職している。熊本に転居した理由として「援護を受給中夫の病状が回復し再び就労を開始。収入がありながら援助を受けている事が近所に知られてしまい、色々と噂が立ち始めた」(昭和59年□月□日)ことが記載されている。
105	(再) 1970 (昭和45) 年	再入所によるもの。最初の入所は昭和29年□月で昭和35年の初めに軽快退所したが、昭和45年に再入所申請。「昭和29年夫□□発病、恵楓園に入所。当時夫□□炭鉱に働いていたが、らいということがすぐ近所にわかり、夫入所と同時に事実上住宅を封鎖された状態となり…」(昭和51年□月□日)
106	1971 (昭和46) 年	「□□町□□□□□□に家賃10,000円で借家住いしていたが夫がらい患者であるという噂がでたため妊娠中の□□はいたたまれず急ぎ現在地へ転居したものである」(昭和53年□月□日)、「□□□(長男)の湿疹ができかなか治らない。夫のこともあるので心配であるといっている」(昭和56年□月□日)、「長男□□□は今年から保育園に通うようになった。昨年今年と書類による申請を行ったが証明(夫の入所証明)の件で審査通らず、ある人を介して町の福祉課の担当者と直接交渉、書類手続きなしで入園できた」(昭和57年□月□日)、「秘密のことを非常に気にしているようである」(昭和51年□月□日)、「夫はほとんど家に居て園には検査のために行く程度検査の結果は不安定のように子供との接触は避けるよう注意されており、家でも注意しているが、親子の事でもあり、一緒に入浴することもある」(昭和58年□月□日)

107	1972 (昭和47) 年	福岡県からの転入で、移管についての福岡県作成の書類が添付されている。それによれば、昭和47年□月□日に北九州市立□□病院皮膚科で「医師疑として届け出」され、同□□日に九州大学附属病院の指定医の診察をうけ、同□□日に「恵楓園送致」となっている。「妻の出生地であることから周囲の目を気にして本件に転入したものである」（昭和54年□月□日）、「恵楓園にも近所から勤められているのでわからないように気をつけているとのこと」（平成11年□月□日）、「長く住んでいるといろいろ役をするように言われるが、なるべく受けないようにしている。夫は顔を覚えられるのを嫌うので出る必要がある時は必ず自分が出る。近所の人と話している時に恵楓園の話が出るとドキドキする。（決していい話ではないので）とにかく近所の人にわからないように気をつけているが、嘘をつき返すのはつらい」（平成15年□月□日）
108	1973 (昭和48) 年	「□□の病状について 妻□□□□の話によると…足先の神経どん麻が始まったのは相当前で十年位の年月を経ていると思われる。昭和41年斑紋がひどくでて個人の病院にかかったりし、昭和42年には□□□□病院皮膚科に約6ヵ月入院（肝臓も悪かったとのこと）したこともあったとのこと。その後病状もおさまり放置していた47年末頃から再び斑紋が目立ち始め全身に及ぶようになり、特に□月頃になると発熱を伴うなど悪化し、□月に入ってから顔面に斑紋がひどくなり…これまでの間、治療を受けた医師からも全くらしい疑いをもたれず今日に及んでいたが□月□□日□□□□の実家に帰った折り□□□□病院に行き、本病がわかり、□月□□日指定医の検診を行ない、□月□□日菊池恵楓園に収容す」（昭和48年□月□□日）、「夫入所当時は相当に心の動いや親類関係等の問題があったとのことであるが」（昭和49年□月□□日）、「夫の病気がいつ治るか見通しがつかないこと、更に妻の方の兄弟や親類実家にも秘密にしているが最近ふしぎがられて夫のことをよく聞かれるため非常にくろうしていること」を理由に妻が離婚を求めていたが、「なお、らい予防上の問題から今回の争点となっている部分については、いっしょに話し合い今後解決していく旨説明した」（昭和49年□月□□日）とある。最終的には「妻の家族も病気に理解をしめしたことで」離婚には至らなかったが、その遠因がらい予防事業にあったことを担当者は認めていたといえる。
109	1974 (昭和49) 年	昭和40年□月、夫が福岡県から恵楓園に送致されたのにあわせて熊本に転居。入所日は長男のもので、夫の死亡後、長男の入所を理由に申請を継続している。「本件は…福岡県の援護ケースを引き継いだものである。国籍は□□で登録証をもっている。妻□□□□もらい患者で、入園はしていないが菌は陰性であるといっている」（昭和40年□月□□日）。「入所中の夫、ほとんど帰宅している状態であり、伝染病防止及家族援護の趣旨を説明、療養に専念するよう指導しておいた」（昭和46年□月□□日）、また、長男以外の子供が通っていた小学校の担任教師の名前も明記されており、県の担当者、担任教師、恵楓園事務官の三者で話し合いをもったことが記載されている。
110	1974 (昭和49) 年	「昭和44年頃から本人はらいの症状を感じているようでこの頃左足の薬指がじんじんする等の症状があり昭和45年右手の薬指を切断した。昭和49年□月頃まゆ毛の脱毛が始まった。この間熊大皮膚科にも診察に行ったが判明せず、昭和49年□□□□病院に診察に行ったら疑いの診断を得、□月□□日恵楓園に入所、現に至る」（昭和50年□月□□日）、「夫は…現在は週一度くらいは帰り□□□程度はしてくれる。病状は軽く自宅に帰ったらという話もあるが、本人は世間体を気にして帰る気はなさそうである」（昭和50年□月□□日）
111	(再) 1975 (昭和50) 年	最初の入所は昭和30年□月。その後、転園を続けて昭和37年□月に他園を軽快退所し、恵楓園に再入所。
112	19■3年	内縁の妻が申請。この内縁の妻について「脳が悪い持病があり頭が少々弱いように思われる」と注記している。
113	記載なし	「涙を流して一家の悲惨を訴えた」との記載あり。
114	記載なし	二人の兄、一人の姉が入所していたことを示す記載はあるが、その他は不明。

116	不明	<p>「□□（申請者）に面接。□月□日□□福祉事務所福祉課長から□□の件について「らいの疑いがあるのではないだろうか、診察をうけるようにしどうしてもらいたい」との意向があると部落の人がいつているのを聞いたと区長が役場に相談に来た。役場はそれを受けて福祉課に相談に来たので管轄が異なるのでどうしたらよいか相談に来課し□□の□□医院のレセプト持参し相談あり。レセプトによると「頑癩」になっており、一応医師の診断もあることであり今のところ本人の自発的な申し出がない限り他の病院等で受診させることは不可能であると回答。□月□日には□□保健所次長から□□の件で電話があり□□の附近の人がこのままでは村八分にする勢いだから何らかの手を打って欲しい」旨電話がありその後□□福祉からも積極的に受診するよう勧めたことと電話連絡を受けた。当方としては一応診療科で治療を受けているとのことであり又らいの疑いは医師による届出がない限り安直に行動できない旨回答。その後社会課からも区長・役場等から色々催促があるのでどうにか処置してもらいたい旨の相談があったので□□と面接したものである……2ヶ月前に恵楓園にも診察に行き皮膚専門の医師の受診を勧められたものである（恵楓園受診55. □. □内科受診）」（昭和55年□月□日）</p>
-----	----	--

熊本県には「らい予防法」に基づく生活援護を記した台帳である『保護記録』が58冊保管されていた。『保護記録』は主に、申請者の家族・親族関係や収入などの生活状況や扶養能力を記した「援護台帳」と、担当者が申請者の生活状況を記録した「ケース記録」によって構成されている。作成者は検証委員会事務局の立ち会いの下、「無らい県運動」に関するもの、強制隔離政策によって生じた「人生被害」に関わるものを閲覧し、一部を転記して上記の表を作成した。『保護記録』は申請者ごとに個別にファイルにまとめられている場合と、複数の申請者がまとめてファイルされている場合があった。また、台紙もなく、紐で綴じられていたものもあった。申請者にはそれぞれ整理番号がつけられていたが、個人の特定を避けるために作成者により入所日の古い順から並べ替え、新たに番号をつけ直している。また「」内は『保護記録』の記載をそのまま転記したもので、原則、誤字脱字などは改めていない。但し、個人の特定につながるおそれがあると思われる箇所は、閲覧の段階で検証委員会事務局によりマスキングを施し、さらに作成者で一部改めている。□は人名・地名・日付、■は判読不能な箇所を指している。但し、台帳は完全に整理されておらず、再申請や世帯分離などもあってケースが重複している場合がある。